

令和 6 年 9 月 19 日
住宅都市局住宅管理課

報道関係者各位

市営住宅における、市による共益費徴収 及び共用部管理のモデル事業を開始します！

市営住宅では、共用部分に係る光熱水費や清掃・敷地の除草等に係る費用（いわゆる共益費）の徴収及び共用部分の管理については、条例に基づき、入居者により組織された管理組合が実施しています。

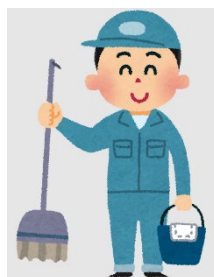
近年、入居者の高齢化が一段と進み、共用部分の管理に負担を感じる管理組合が増えています。

このため、福岡市が管理組合に代わって、共益費の徴収及び共用部分の管理を行うモデル事業を、令和 6 年 10 月より、一部の市営住宅を対象に開始することとしました。

今後、モデル事業を検証しながら、高齢者に優しい住まいづくりや、コミュニティ支援を引き続き行ってまいります。

1 モデル事業の対象住宅

- ・原田4丁目住宅（東区）
- ・下原住宅（東区）



2 市が徴収する共益費の範囲

- ・共用部分の光熱水費
- ・共用部分や共同施設の清掃委託料
- ・共用部分の樹木剪定・除草委託料
- ・共用部分の照明の管球交換に係る費用
- ・徴収管理に係る管理事務経費



3 開始時期

令和6年 10 月～

【問合せ先】
住宅都市局住宅管理課 横溝 TEL271-2550